

冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会 運営要領

1. 座長は委員の互選によって選任し、研究会を統括する。
2. 座長は、必要に応じ、適当と認める者を研究会に参加させることができる。
3. 研究会は、企業秘密に係る情報を取り扱う可能性があることに鑑み、当該情報を保護し、自由闊達な意見交換を妨げないようにする観点から、原則、非公開とする。
4. 議事内容については、研究会終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表するものとする。
5. 研究会での配布資料は原則として研究会終了後公表する。ただし、上述の企業秘密が含まれる内容であるなど、特段の理由があると座長が認めた場合には、配付資料の全部又は一部を公開しないことができる。
6. この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。